

ブラジル名古屋

管轄区域 静岡、岐阜、富山県以西

旅券の残存期間 申請時6ヵ月以上

旅券の未使用査証欄 見開き2ページ以上

必要書類（観光） 取得日数 約3週間

- 1、パスポート + 旧パスポート（旧パスポートにブラジルビザがある場合）
- 2、申請書（名古屋用）※オンラインでの申請書。できあがったものにサインと写真を貼り付ける。
※ 申請書は作成日より30日間有効。
※ <https://formulario-mre.serpro.gov.br/sci/pages/web/pacomPasesWebInicial.jsf>
※ 申請書作成時に写真、その他書類取り込み必須
- 3、写真 縦4.5cm×横3.5cm～縦7cm×横5cm ※縦4cm×横3cmは不可。
背景白のみ、カラーのみ（頭～顎まで3.1cm～3.6cm）、
そのサイズに合わせて切ったものは不可
※6ヶ月以内に撮影したもの
※余白の少ない写真はスキャンできないので注意すること。
- 4、銀行より発行された預金残高証明書（1ヶ月以内のもの）、
またはクレジットカード会社発行の利用明細書（1ヶ月以内のもの、利用可能額が明記されたもの。）または過去1ヶ月間の履歴のわかる通帳コピー（表紙と記帳ページのコピー）、
目安として滞在日数1日につき1万円の残高が必要。
※家族が同時に申請する場合、いずれか一人名義の通帳コピーまたは残高証明書を家族用に提出する際、家族関係を証明する書類として、戸籍謄本または家族全員の名前が記載された住民票を提出する。
- 5、航空券又は予約確認書 ※1人1部必要
ブラジルの出入国が記された日本からの往復航空券のコピー（Eチケット可）。または、予約確認書オリジナル（本人氏名、ブラジルの入国・出国の日付、飛行機便名、到着および出国空港名が入っていること。旅行会社または航空会社の発行者サインまたは社印の押印があるもの）。
- 6、学会の場合は現地からのインビテーションレター
※インビテーションに渡航目的、無報酬である旨の記載が必要。

※ 過去3ヶ月以内に黄熱病の予防接種のいる国に渡航してことがあれば黄熱病予防接種証明書が必要な場合がある。

※ **陸路で入国、または出国する場合は、別途書類が必要です。**

※ 過去のブラジル渡航回数が多い場合、または長期滞在を希望の場合は理由書をつける

※ 希望滞在期間が長い場合は、英文休暇証明書(会社の社版、サイン、角印要 が追加が必要)

実費 10,400円 + 弊社取扱手数料